

保育の必要性の基準について

項目	子ども・子育て支援法施行規則（内閣府令第44号）	富士見市保育の実施に関する条例	新基準
保育の必要性の事由	①一月において、48時間から64時間の範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。 ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 ④同居の親族（長期入院等している親族を含む）を常時介護又は看護していること。 ⑤震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっていること。 ⑥求職活動（起業を含む）を継続的に行っていること。 ⑦次のいずれかに該当すること。 イ学校教育法第1条に規定する学校等に在学していること。 ロ職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設等で職業訓練を受けていること。 ⑧次のいずれかに該当すること。 イ児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待行われ等 ロ配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定により保育が困難であること ⑨育児休業取得時に、すでに保育を利用している兄弟姉妹がいて、かつ継続利用が必要であること ⑩その他、上記に類する状態と市長が認めた場合 ※ グレー部分が今回新たに追加された項目	①居宅外で労働することを常態としてしていること ②居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としてしていること ③妊娠中であるか又は出産後間がないこと ④疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること ⑤長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること ⑥震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること ⑦その他市長が特に必要と認める状態にあること ※但し、左表⑥～⑨については、現状の⑦での取扱いにより対応している。	子ども・子育て支援法及び内閣府令を準用する（上位法に規定されているため、条例で定める必要はなし）
就労の定義	就労とみなす勤務時間の下限を月あたり48時間から64時間の間で市町村が設定	条例の中ではないが、就労は週4日1日4時間（月あたり64時間）以上を条件としています。 この定義は審議会において審議され、入所案内書や市HPでも公開されています。	規則で制定 一月あたり64時間以上